

宮城県社会福祉協議会 女性活躍推進法に基づく情報の公表

女性活躍推進法に基づき、以下の情報を公表します。(令和5年4月1日現在)

1 管理職に占める女性労働者の割合

45.1%

2 男女の勤続年数の差異

男性職員 9年2箇月

女性職員 10年2箇月

差異 1年

3 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金差異
全労働者	80.7%
正規職員	91.4%
非正規職員	89.4%

○対象期間 : 令和4事業年度 (R4.4.1~R5.3.31)

○賃金 : 基本給、賞与、通勤、時間外等の各種手当を含む。
ただし、退職手当は除く。

○非正規職員 : 有期・無期の臨時職員及び嘱託職員、再雇用職員、短時間労働者